

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：県政一般

令和5年10月18日

第70回埼玉県地方薬事審議会の開催について

薬事に関する重要事項や今日的課題について、学識経験者や薬事関係団体の代表者などに調査審議していただくために設置している「埼玉県地方薬事審議会」を下記のとおり開催します。今回は「薬局の認定制度」等について審議会に報告し、御意見をいただきます。

● 第70回埼玉県地方薬事審議会の概要

1 日 時

令和5年11月13日（月）19時00分から

2 場 所

埼玉会館3C会議室（さいたま市浦和区高砂3-1-4）

※会議はオンラインと会場の併用により開催します。

3 主な内容

薬局の認定制度に関する報告について

4 傍聴について

会議の傍聴を希望される方は、県薬務課のホームページに掲載する傍聴要領を御確認の上、必要な手続を行ってください。

【オンライン傍聴（Zoom）：事前申込必要】

傍聴定員：5名（先着順）

申込先：a3620-01@pref.saitama.lg.jp

申込期間：令和5年10月19日（木）10時00分～11月6日（月）17時00分

※オンライン傍聴申込書を期限までに事務局にメール送付してください。

【会場傍聴：事前申込不要】

傍聴定員：5名（先着順）

※会議当日の18時30分～18時50分までに会場において手続きをしてください。

令和5年10月18日

保 健 医 療 部

埼玉県地方薬事審議会の概要

1 設 置

(1) 設 置 昭和35年5月4日

(2) 根拠法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第2項（任意設置）
執行機関の附属機関に関する条例第2条第1項
埼玉県地方薬事審議会規則

2 組 織

委員20人以内（現行15人）をもって組織し、学識経験者、薬事関係団体の代表者、消費者団体の代表者及び公募した者に知事が委嘱しています。

（任期：2年、令和4年9月1日改選）

3 職 務

- 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議いただきます。
- また、医薬品等の安全対策、薬物乱用対策、危機管理対策など、薬事行政の今日的課題への対応状況、課題について報告し、御意見をいただいています。

4 前回の開催日時及び議題

日 時：令和4年11月25日（火）19時から20時30分

場 所：埼玉会館

議 題：報告事項

- (1) 薬局の認定制度について
- (2) 知事指定薬物の指定状況について